

車両賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県北部福祉事務所長 都倉稔(以下「甲」という。)と株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、下記条項により車両の賃貸借契約に関する契約を締結する。

(契約対象物件)

第1条 乙は甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

- (1) 年式・車名 車両登録時に決定
- (2) 登録番号 車両登録時に決定
- (3) 車台番号 車両登録時に決定
- (4) 車体色 車両登録時に決定
- (5) 数量 2台(うち1台はバンタイプ車両)

なお、賃貸借を行なう上記車両に係る詳細仕様については、別添「賃貸借車両仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりとする。

(使用目的)

第2条 甲は賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。(48箇月)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第3号の規定により免除する。

又は、契約保証金額：金〇〇〇〇円とする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(賃貸借料)

第6条 賃貸借車両の賃貸借料は、総額〇〇〇〇円(月額〇〇円×48月)とする。

(うち、取引に係る消費税及びに地方消費税額は〇〇円とする。)

- 2 「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに、地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に100分の10を乗じて得た額である。なお法令により算出方法の改正がなされたときは本契約第15条による。

(支払い及び遅延利息)

第7条 賃貸借料は月払いとし、乙は甲が賃貸借車両を使用した月の翌月に請求を行い、甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

2 甲の責に帰する事由により前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙はその請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく率により計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(車両の引渡し)

第8条 賃貸借車両の引渡しは甲乙双方が立ち会い、装備、外観その他の点について良好な状態にあることを確認のうえ、これを行うものとする。

1 賃貸借車両の引渡場所は仕様書のとおりとし、引渡場所までの輸送にかかる費用等については乙の負担とする。

2 乙は、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

3 乙が、前項の物品の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(車両の保険)

第9条 乙は、甲に賃貸する車両に次の自動車保険を附さなければならない。

- (1) 対人賠償保険 無制限
 - (2) 対物賠償保険 無制限
 - (3) 搭乗者傷害保険 3,000万円(1名につき)
- (付帯保険) 車両保険

(保守点検等)

第10条 乙はこの契約期間中、賃貸借車両について次に掲げる保守点検等を行なうものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備
- (2) 車両の正常使用中に発見される故障、不具合等の修理
- (3) 消耗・磨耗部品の交換、油脂類の補充又は交換(バッテリー、タイヤ含む)
- (4) その他、本契約書及び仕様書に記載する保守点検等

2 前項の保守点検等は、原則として乙の指定する工場で行なうものとする。

ただし、緊急等によりこれが難しい場合は、予め乙に連絡した上で、他の工場で行うことができる。

(メンテナンスサービス)

第11条 メンテナンスサービス内容は、乙が甲に発行するドライバーズガイドブック及びメンテナンスサービスカードの定めに拠るものとする。

(代車の提供)

第12条 貸貸借車両の保守点検等により甲がその使用ができない場合、その期間中、また、契約期間開始日に引渡しと間に合わない場合における引渡しまでの間は、乙は甲に対し無償で代車を貸し渡すものとする。

(禁止行為等)

第13条 甲は乙の事前の書面による承諾がある場合を除き、次の行為を行なうことができない。

- (1) 車両の改造、加工、塗装替え、特別仕様部品、機器類を装着する等、車両の状態を変更すること。
- (2) 自動車検査証の記載事項を変更し、若しくは車両の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
- (3) 車両を第三者に転貸すること。
- (4) 車両の占有を移転すること。
- (5) 本契約に基づく甲の権利又は地位を第三者に譲渡すること。

2 甲は日本国内でのみ貸貸借車両を使用するものとし、日本国外へ持ち出すことはできない。

3 乙が書面により認めた場合を除き、車両に装着又は貼付した他の物品の所有権は、全て乙に帰属するものとする。

(期限の利益喪失)

第14条 甲について正当な理由なく次の各号に該当する事由が生じ、乙からその旨の通知を受けた場合、甲は本契約に基づく期限の利益を失うものとする。

この場合、甲は乙に対し直ちに貸貸借車両を返還するほか、乙の請求により貸貸借料の残額及びそれに係る消費税等を乙に支払うものとする。

- (1) 貸貸借料等の支払いを怠ったとき。
- (2) 貸貸借車両について必要な保存行為を行わないとき。
- (3) 本契約の条項に違反したとき。

(契約の解除)

第15条 翌年度以降において、本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は契約を解除できるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、書面をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）を利用するなどしている者。

- (2) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関して紛争が生じた場合には、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行上疑義が生じたときは、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）によるほか、甲乙双方で協議して定める。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

借主（甲）住所：

氏名：沖縄県北部福祉事務所
所 長 都倉 稔 印

貸主（乙）住所：

氏名：株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇 印